

西新宿五丁目 まちづくり ニュース

No.14

平成30年1月
西新宿五丁目
まちづくり協議会
事務局：新宿区

「まちづくり協議会(第6回)」を開催します！

当地区では「災害に強く、安全で安心して住み続けられるまちづくり」を進めるために、まちづくりルール(地区計画)についての話し合いを重ねています。

災害に強く、安全で安心して住み続けられるまちに向けた大切な取り組みです。

是非、協議会にご参加下さい！

協議会開催の前に新たな防火規制の区域指定に向けた説明会を開催しますので、そちらのご案内も併せてご覧ください。

1月31日(水)

日時

18:30~20:00

※新たな防火規制の区域指定に向けた説明会
終了後、協議会を開催します。

場所

淀橋会館

昨年11月に
オープンしました。

(住所:西新宿5丁目4番7号2階)

内容

地区計画の内容の検討

※詳細は、裏面をご覧ください。

会場案内図



これまでの協議会で確認してきた内容

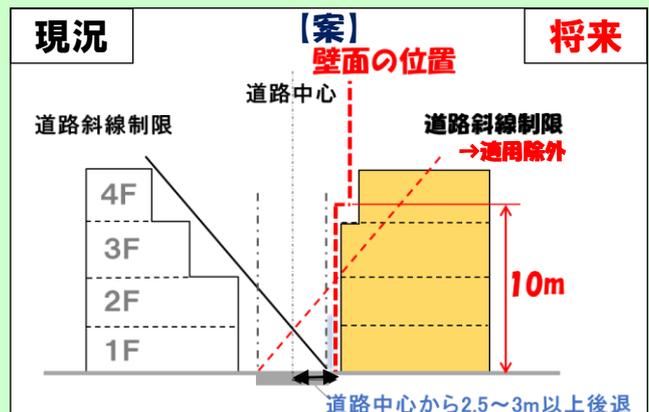
1 骨格となる道路の路線と確保する幅

- 道路状空間の幅は5mとし、一部6mで検討します。



2 骨格となる道路に接する壁面の位置

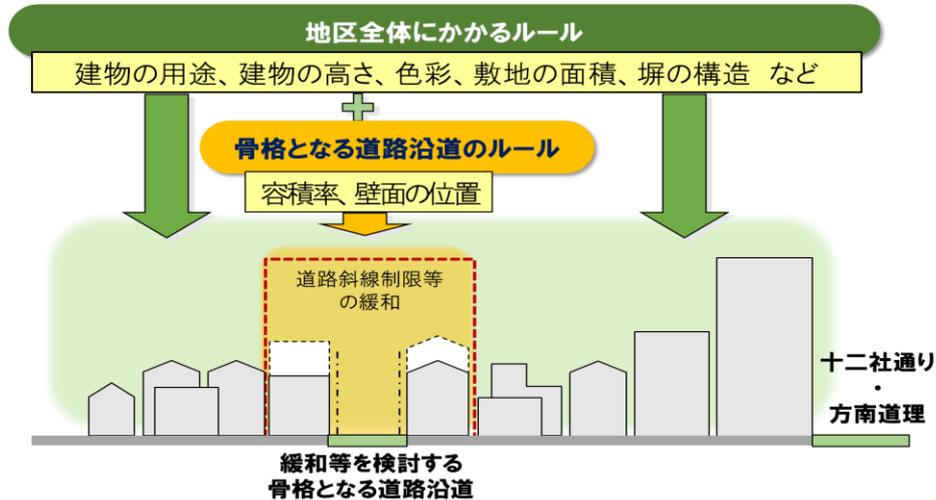
- 道路斜線制限の適用が除外されます。
- 建物による圧迫感を軽減するため、高さ10mで壁面の位置を段階的に後退させます。



今回の協議会で検討する内容

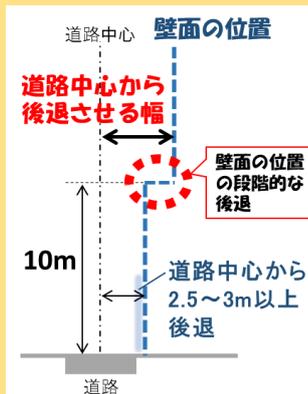
第6回協議会では、地区全体にかかる建物や敷地の大きさに関するルールなどについて、意見交換を行います。建替えの際、又はまち全体の将来像として重要な事項となります。

是非、皆さまのご意見をお聞かせください！



①骨格となる道路沿道のルール

壁面の位置を段階的に後退させる幅について検討します。



②地区全体にかかるルール

建物高さの最高限度や敷地面積の最低限度について検討します。



地区計画のQ&A



なぜ、今、まちづくりルール（地区計画等）を定める必要があるのでしょうか？

個々の建替えに合わせて、まちが変化していきますが、一定のルールがないと、最低限守られる環境しか実現できなくなります。まちの防災性を高めるためには、まちづくりルール（地区計画等）が必要です。



●お問い合わせ(事務局)●

新宿区 都市計画部 防災都市づくり課(大南・高木・佐藤)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 本庁舎 7階

TEL 03-5273-3842(直) FAX 03-3209-9227 E-mail bosaitoshi@city.shinjuku.lg.jp

※区のホームページでも公開しています！

●協力●淀橋会館

西新宿五丁目防災まちづくり 検索

